

○ 農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
目次		目次	
第12 地域計画推進事業（第18条から第22条の9まで）		第12 地域計画推進事業（第18条から第22条の9まで）	
1・2 （略）		1・2 （略）	
3 地域計画の <u>策定</u>		3 地域計画の <u>作成</u>	
4 （略）		4 （略）	
5 地域計画の <u>策定</u> ・変更時の意見聴取		5 地域計画の <u>作成</u> ・変更時の意見聴取	
6～16 （略）		6～16 （略）	
（新設）		別紙3 <u>農業経営・就農支援センターの運用に関する規程の内容</u>	
別紙4～別紙10 （略）		別紙3～別紙9 （略）	
別紙11 目標地図の <u>作成</u> ・更新の手順及び考え方		別紙10 目標地図の考え方	
別紙12・別紙13 （略）		別紙11・別紙12 （略）	
第2 定義		第2 定義	
（略）	（略）	（略）	（略）
農業経営・就農支援センター	法第11条の11の規定に基づき、農業経営に関する助言・指導や、新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下「就農等希望者」といいます。）等からの <u>就農や参入</u> に関する相談の実施・情報の提供、就農等希望者の市町村等への紹介・調整等の業務を	農業経営・就農支援センター	法第11条の11の規定に基づき、農業経営に関する助言・指導や、新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下「就農等希望者」といいます。）等からの <u>就農等</u> に関する相談の実施・情報の提供、就農等希望者の市町村等への紹介・調整等の業務を行う

行う拠点として、都道府県が体制を整備するセンター
--------------------------

第5 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第11条の11及び第11条の12）

（略）

1 農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備

（1）都道府県は、地域の農業を担う者を幅広く確保し育成するため、法第11条の11の規定に基づき、以下の業務を行う農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとします。

① （略）

② 就農や参入の相談に関する援助（就農等希望者やこれらの希望者を雇用しようとする農業者等からの相談対応及び情報提供、必要な情報の収集等）

③ 市町村等への紹介及び就農や参入の調整等の援助（就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、就農等のために必要な調整等）

（2）都道府県は、（1）の体制整備に当たっては、就農や参入から定着、経営発展まで一貫してきめ細やかなサポートが行える体制となるよう努めるものとします。

（3）また、関係機関（都道府県の普及指導センター・出先事務所等、市町村、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県の区域を事業実施地域とする農地中間管理機構、指導農業士会、経営者会議、公益社団法人日本農業法人協会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、融資機関（農協系統金融機関、銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発

拠点として、都道府県が体制を整備するセンター
------------------------

第5 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第11条の11及び第11条の12）

（略）

1 農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備

（1）都道府県は、地域の農業を担う者を幅広く確保し育成するため、法第11条の11の規定に基づき、以下の業務を行う農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとします。

① （略）

② 就農相談等に関する援助（就農等希望者やこれらの希望者を雇用しようとする農業者等からの相談対応及び情報提供、必要な情報の収集等）

③ 市町村等への紹介及び就農の調整等の援助（就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、就農等のために必要な調整等）

（2）都道府県は、（1）の体制整備に当たっては、就農から定着、経営発展まで一貫してきめ細やかなサポートが行える体制となるよう努めるものとします。

（3）また、関係機関（都道府県の普及指導センター・出先事務所等、市町村、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県の区域を事業実施地域とする農地中間管理機構、指導農業士会、経営者会議、公益社団法人日本農業法人協会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、融資機関（農協系統金融機関、銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発

金融公庫（以下「公庫」といいます。）、商工系団体（よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、商工会連合会、商工会議所連合会）、中小企業診断士協会、税理士会、社会保険労務士会、司法書士会、弁護士会、日本公認会計士協会の支部、行政書士会、日本弁理士会の地域会等、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所等の関係機関・団体等）は、より効果的に農業を担う者の育成・確保を図るため、相互に連携して体制を整備するよう努めるものとしします。

- (4) 都道府県は、整備する農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針を基本方針に記載するとともに、年度毎の具体的な業務の運用方針を運用規程等として定め、明確化するよう努めてください。なお、運用規程については別紙3を参考にしてください。

## 2 必要な情報の収集・相互提供

農業経営・就農支援センターが、法第11条の11の規定に基づき、農業を担う者の確保及び育成を図るため、農業経営に関する援助、就農や参入の相談に関する援助及び市町村等への紹介及び就農の調整等に関する援助を行うに当たっては、関係機関が実施する研修や受入体制の整備状況など様々な支援措置に関する情報を収集するとともに、就農等希望者の情報を適切に管理した上で、就農等希望者の紹介を受ける関係者に情報提供することが必要になります。

このため、法第11条の12第1項の規定に基づき、国、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等の関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するよう努めるものとしします。

金融公庫（以下「公庫」といいます。）、商工系団体（よろず支援拠点、商工会連合会、商工会議所連合会）、中小企業診断士協会、税理士協会、社会保険労務士会、司法書士会等、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所等の関係機関・団体等）は、より効果的に農業を担う者の育成・確保を図るため、相互に連携して体制を整備するよう努めるものとしします。

- (4) 都道府県は、整備する農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針を基本方針に記載するとともに、年度毎の具体的な業務の運用方針を運用規程等として定め、明確化するよう努めてください。なお、運用規程は参考様式第2号の記載例を参考にしてください。

## 2 必要な情報の収集・相互提供

農業経営・就農支援センターが、法第11条の11の規定に基づき、農業を担う者の確保及び育成を図るため、農業経営に関する援助、就農相談等に関する援助及び市町村等への紹介及び就農の調整等に関する援助を行うに当たっては、関係機関が実施する研修や受入体制の整備状況など様々な支援措置に関する情報を収集するとともに、就農等希望者の情報を適切に管理した上で、就農等希望者の紹介を受ける関係者に情報提供することが必要になります。

このため、法第11条の12第1項の規定に基づき、国、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等の関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するよう努めるものとしします。

なお、これらの関係者が個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うことが必要です。

3 （略）

第6 農業経営改善計画の認定制度（第12条から第14条の3まで）

1・2 （略）

2 経営改善計画の作成

(1) (略)

(2) また、経営改善計画には、認定申請者が関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができます。詳細については別紙4に掲げるとおりとします。

3 経営改善計画の認定申請

認定申請者は、農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、申請先である市町村又は都道府県の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

なお、認定申請者は、市町村等に対して認定申請を行う際、農林水産省が提供する農業経営人材育成研修プログラム (<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>)。以下「研修プログラム」といいます。)のうち初級コースを修了していることが分かる資料を添付するよう努めてください。

また、次に掲げる取扱いに留意するものとします。

なお、これらの関係者が個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うことが必要です。

3 （略）

第6 農業経営改善計画の認定制度（第12条から第14条の3まで）

1・2 （略）

2 経営改善計画の作成

(1) (略)

(2) また、経営改善計画には、認定申請者が関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができます。詳細については別紙3に掲げるとおりとします。

3 経営改善計画の認定申請

認定申請者は、農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、申請先である市町村又は都道府県の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

なお、認定申請者は、市町村等に対して認定申請を行う際、農林水産省が提供する農業経営人材育成研修プログラム (<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>)のうち初級コースを修了していることが分かる資料を添付するよう努めてください。

また、次に掲げる取扱いに留意するものとします。

(1) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

「二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする」場合については、経営改善計画に記載されている農用地又は農業生産施設が所在する区域で判断することとします。

この場合、認定申請者は、次に掲げる場合の区分に応じて、都道府県知事又は地方農政局長に認定申請を行うこととします。

①・② (略)

③ 当該二以上の市町村の区域が地方農政局長の管轄する区域を越える場合

認定を受けようとする者の認定申請書に記載の住所（居住地、事務所所在地）を管轄する地方農政局長（北海道農政事務局長を含みます。）

ただし、認定を受けようとする者の住所が沖縄県に所在する場合は、農業経営を営み、又は営もうとする市町村のうち、沖縄県以外の市町村の区域を管轄する地方農政局長とします。

(2) (略)

4 経営改善計画の認定

(1) 経営改善計画の認定要件

市町村等は、次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとします。

①・② (略)

③ その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙5に掲げるとおりとし

(1) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

「二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする」場合については、経営改善計画に記載されている農用地又は農業生産施設が所在する区域で判断することとします。

この場合、認定申請者は、次に掲げる場合の区分に応じて、都道府県知事又は地方農政局長に認定申請を行うこととします。

①・② (略)

③ 当該二以上の市町村の区域が地方農政局長の管轄する区域を越える場合

認定を受けようとする者の住所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務局長を含みます。）

ただし、認定を受けようとする者の住所が沖縄県に所在する場合は、農業経営を営み、又は営もうとする市町村のうち、沖縄県以外の市町村の区域を管轄する地方農政局長とします。

(2) (略)

4 経営改善計画の認定

(1) 経営改善計画の認定要件

市町村等は、次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとします。

①・② (略)

③ その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙4に掲げるとおりとし

ます。

なお、農業用施設の整備に関する事項が記載された経営改善計画の取扱いについては、別紙5の2に掲げるとおりとします。

(2) 関係市町村の意見聴取

都道府県知事及び農林水産大臣は、認定をしようとするときは、参考様式第3-1号を活用するなどの方法により、関係市町村に当該認定に係る経営改善計画の写しを送付して意見を聴くものとします。

この場合、当該市町村は、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、都道府県知事又は農林水産大臣に意見を述べるものとします。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととします。

(3)・(4) (略)

(5) 経営改善計画の認定の通知

市町村等が経営改善計画の認定(変更の認定を含みます。)を行ったときは、参考様式第3-2号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、参考様式第3-3号を活用するなどの方法により、認定申請書の写しを付して、市町村にあつては、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構その他関係機関、都道府県知事にあつては、関係市町村及び農地中間管理機構その他関係機関、農林水産大臣にあつては、関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県及び農地中間管理機構その他関係機関にその旨を通知するものとします。

また、市町村は、都道府県知事又は農林水産大臣から認定の連絡を受けたときは、農業委員会その他の関係機関にその旨を連絡

ます。

なお、農業用施設の整備に関する事項が記載された経営改善計画の取扱いについては、別紙4の2に掲げるとおりとします。

(2) 関係市町村の意見聴取

都道府県知事及び農林水産大臣は、認定をしようとするときは、関係市町村に当該認定に係る経営改善計画の写しを送付して意見を聴くものとします。

この場合、当該市町村は、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、都道府県知事又は農林水産大臣に意見を述べるものとします。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととします。

(3)・(4) (略)

(5) 経営改善計画の認定の通知

市町村等が経営改善計画の認定(変更の認定を含みます。)を行ったときは、参考様式第3-1号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、認定申請書の写しを付して、市町村にあつては、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構その他関係機関、都道府県知事にあつては、関係市町村及び農地中間管理機構その他関係機関、農林水産大臣にあつては、関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県及び農地中間管理機構その他関係機関にその旨を連絡するものとします。

また、市町村は、都道府県知事又は農林水産大臣から認定の連絡を受けたときは、農業委員会その他の関係機関にその旨を連絡するものとします。

するものとします。

(6) 経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、認定日から起算して5年とします。

なお、経営改善計画を変更した場合にあっては、変更前の経営改善計画の有効期間の終期までとなります。また、現に認定を受けている経営改善計画について、その有効期間が終期を迎える前に、同じ認定庁又は都道府県知事若しくは農林水産大臣から新たな経営改善計画の認定を受けた場合、新たな認定を受けた時点をもって期間を満了したものとします。

(7) (略)

(8) 経営改善計画の却下

市町村等が認定申請を受けて、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、第三者から意見聴取等を行った場合はその結果の内容を当該認定申請者及び関係市町村（都道府県知事又は農林水産大臣が却下した場合に限ります。）に参考様式第3－4号を活用するなどの方法により通知するものとします。

その際、却下の理由とともに、当該市町村等に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求ができる旨及びその期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）並びに当該市町村等を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができる旨及びその出訴期間（原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき）を記載します。

(6) 経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、認定日から起算して5年とします。

なお、経営改善計画を変更した場合にあっては、変更前の経営改善計画の有効期間の終期までとなります。

(7) (略)

(8) 経営改善計画の却下

市町村等が認定申請を受けて、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、第三者から意見聴取等を行った場合はその結果の内容を当該認定申請者及び関係市町村（都道府県知事又は農林水産大臣が却下した場合に限ります。）に参考様式第3－2号を活用するなどの方法により通知するものとします。

その際、却下の理由とともに、当該市町村等に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求ができる旨及びその期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）並びに当該市町村等を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができる旨及びその出訴期間（原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき）を記載します。

認定申請者に通知する却下の理由は、(1)の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にし、どのように抵触するのか、又は経営改善計画に従い必要となるどういった措置を講じていないのかを具体的に記載してください。

(9) (略)

## 5 専門家等の活用

### (1) 研修プログラムの活用

市町村等は、認定申請者及び認定農業者に対し、研修プログラムを紹介するよう努めてください。

(2)・(3) (略)

## 6 経営改善計画の変更

### (1) 経営改善計画の変更申請

認定農業者は、法第13条第1項の規定に基づき、既に市町村等の認定を受けている経営改善計画の変更申請を行う際は、変更箇所を明示した書面により行うものとし、他の市町村の区域を追加する場合の認定申請については、3の(1)と同様に行うものとします。

また、既に都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けている経営改善計画から、一部の市町村の区域を削除する場合の認定申請については、その農業経営を営み又は営もうとする市町村の区域に応じて認定申請を行ってください。

なお、農用地等の所在地や目標年の営農類型などに変更があった場合や、農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する資金をいいます。以下「スーパーL資金」といいます。）又は農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱

認定申請者に通知する却下の理由は、(1)の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

(9) (略)

## 5 専門家等の活用

(新設)

(1)・(2) (略)

## 6 経営改善計画の変更

### (1) 経営改善計画の変更申請

認定農業者は、既に市町村等の認定を受けている経営改善計画に、他の市町村の区域を追加する場合の認定申請については、3の(1)と同様に行うものとします。

また、既に都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けている経営改善計画から、一部の市町村の区域を削除する場合の認定申請については、その農業経営を営み又は営もうとする市町村の区域に応じて認定申請を行ってください。

なお、農用地等の所在地や目標年の営農類型などに変更があった場合や、農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する資金をいいます。以下「スーパーL資金」といいます。）又は農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1の表中の1に規定する資金をいいます。以下同じで

(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第2の1の表中の1に規定する資金をいいます。以下同じです。)(同表中の1の①認定農業者向けに限ります。)を活用して行う取組が経営改善計画に記載された農業経営の改善に関する目標に沿った内容ではない場合、農業経営基盤強化準備金制度を活用して取得を予定していなかった農用地や農業生産施設、農業用機械等を新たに導入しようとする場合などにおいて、現在認定を受けている経営改善計画の内容を変更しようとするときは、市町村等に対して当該計画の変更申請を行うものとします。

## (2) 関係市町村への意見聴取

都道府県知事又は農林水産大臣は、既に認定をした経営改善計画について、その計画の変更申請を受けた際は、参考様式第3-1号を活用するなどの方法により、変更申請に係るすべての関係市町村に対して、変更申請に係る経営改善計画の写しを送付し、意見を聴くものとします。

ただし、既に認定をした計画に係る関係市町村に対しては、既に認定要件に適合していることを確認した内容と、変更申請に係る当該市町村の区域における計画の内容に相違がない場合は、その関係市町村から改めて意見を聴く必要はありません。

## 7 経営改善計画の取消し

(1)・(2) (略)

### (3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

①・② (略)

③ 取消通知の送付

す。)(同表中の1の①認定農業者向けに限ります。)を活用して行う取組が経営改善計画に記載された農業経営の改善に関する目標に沿った内容ではない場合、農業経営基盤強化準備金制度を活用して取得を予定していなかった農用地や農業生産施設、農業用機械等を新たに導入しようとする場合などにおいて、現在認定を受けている経営改善計画の内容を変更しようとするときは、市町村等に対して当該計画の変更申請を行うものとします。

## (2) 関係市町村への意見聴取

都道府県知事又は農林水産大臣は、既に認定をした経営改善計画について、その計画の変更申請を受けた際は、変更申請に係るすべての関係市町村に対して、変更申請に係る経営改善計画の写しを送付し、意見を聴くものとします。

ただし、既に認定をした計画に係る関係市町村に対しては、既に認定要件に適合していることを確認した内容と、変更申請に係る当該市町村の区域における計画の内容に相違がない場合は、その関係市町村から改めて意見を聴く必要はありません。

## 7 経営改善計画の取消し

(1)・(2) (略)

### (3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

①・② (略)

③ 取消通知の送付

市町村等は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定農業者に対し、参考様式第3-5号を活用するなどの方法によりその旨を通知します。

その際、取消しの理由とともに、当該市町村等に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は4(8)を参照してください。

このほか、4(5)により、当該認定農業者の経営改善計画の認定を行ったときに、その旨を連絡した関係機関に、認定の取消しに係る書面の写しを送付することとします。

④ (略)

8~11 (略)

## 12 関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関、個々の経営改善計画で営農地としている市町村並びに広域の認定を行う都道府県知事及び農林水産大臣等において認定農業者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第30条の2に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定農業者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

また、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)においては、農業協同組合の理事の過半数が、原則として、認定農業者又は農畜産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととされており、農業協同組合から市町村等に対し、認定農業者に関する情報の照会が行われる場合があります。

市町村等は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定農業者に対し、参考様式第3-3号を活用するなどの方法によりその旨を通知します。

その際、取消しの理由とともに、当該市町村等に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は4(8)を参照してください。

このほか、4(5)により、当該認定農業者の経営改善計画の認定を行ったときに、その旨を連絡した関係機関に、認定の取消しに係る書面の写しを送付することとします。

④ (略)

8~11 (略)

## 12 関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関、個々の経営改善計画で就農地としている市町村並びに広域の認定を行う都道府県知事及び農林水産大臣等において認定農業者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第30条の2に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定農業者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

また、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)においては、農業協同組合の理事の過半数が、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととされており、農業協同組合から市町村等に対し、認定農業者に関する情報の照会が行われる場合があります。

このため、法第30条の2に定める場合のほか、市町村等が認定農業者に関する情報を関係機関等へ提供する際は、別紙7を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

#### 第7 青年等就農計画の認定制度（第14条の4から第15条まで）

1 （略）

#### 2 青年等就農計画の作成

(1)・(2)（略）

(3) 都道府県、市町村、農業者研修教育施設等の関係機関・団体は、2の(2)の指導・助言を行う際には、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等についてにより定められた自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認及び同通知により定められた農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画書を策定の上、青年等就農計画に添付するよう促してください。

3 （略）

#### 4 青年等就農計画の認定

##### (1) 青年等就農計画の認定要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次に掲げる要件を満たす場合に、その認定を行うものとします。

①・2 （略）

③ 3の(1)イに掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

このため、法第30条の2に定める場合のほか、市町村等が認定農業者に関する情報を関係機関等へ提供する際は、別紙6を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

#### 第7 青年等就農計画の認定制度（第14条の4から第15条まで）

1～3 （略）

#### 2 青年等就農計画の作成

(1)・(2)（略）

(3) 都道府県、市町村、農業者研修教育施設等の関係機関・団体は、2の(2)の指導・助言を行う際には、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）により定められた自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認及び同通知により定められた農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画書を策定の上、青年等就農計画に添付するよう促してください。

3 （略）

#### 4 青年等就農計画の認定

##### (1) 青年等就農計画の認定要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次に掲げる要件を満たす場合に、その認定を行うものとします。

①・2 （略）

③ 3の(1)イに掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙6に掲げるとおりとします。

(2)～(6) (略)

(7) 青年等就農計画の却下等

市町村が認定申請を受けて、サポート体制等による意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、当該意見聴取等の結果の内容を当該就農計画申請者に参考様式第3-4号を活用するなどの方法により通知するものとします。

その際、却下の理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は第6の4(8)を参照してください。

就農計画申請者に通知する却下の理由は、(1)の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

5 青年等就農計画のフォローアップ等

認定新規就農者は、青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、毎年、市町村に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、参考様式第4-3号を活用するなどの方法により、報告するものとします(新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の第6の5の(1)及び別記2の第6の2の(6)ア、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1の第6の2の(6)アの規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告しているとみなします。)

また、その際の具体的な認定基準は別紙5に掲げるとおりとします。

(2)～(6) (略)

(7) 青年等就農計画の却下等

市町村が認定申請を受けて、サポート体制等による意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、当該意見聴取等の結果の内容を当該就農計画申請者に参考様式第3-2号を活用するなどの方法により通知するものとします。

その際、却下の理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は第6の4(8)を参照してください。

就農計画申請者に通知する却下の理由は、(1)の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

5 青年等就農計画のフォローアップ等

認定新規就農者は、青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、毎年、市町村に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、参考様式第4-3号を活用するなどの方法により、報告するものとします(新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の第6の5の(1)及び別記2の第6の2の(6)アの規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告しているとみなします。)

市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経

市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等について、参考様式第4-4号を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします（新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の第8の5及び別記2の第7の2の（5）、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第7の2（5）の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等を把握しているとみなします。）。

その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、融資機関、サポート体制等、第6の5に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。

このような取組により、青年等就農計画の最終年である5年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。

6 （略）

7 青年等就農計画の取消し

(1)・(2) (略)

(3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

①・② (略)

③ 取消通知の送付

市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定新規就農者に対し、参考様式第3-5号を活用するなどの方法によりその旨を通知します。

営課題等の状況等について、参考様式第4-4号を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします（新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の第8の5及び別記2の第7の2の（5）、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第7の2（5）の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等を把握しているとみなします。）。

その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、融資機関、サポート体制等、第6の5に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。

このような取組により、青年等就農計画の最終年である5年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。

6 （略）

7 青年等就農計画の取消し

(1)・(2) (略)

(3) 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

①・② (略)

③ 取消通知の送付

市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定新規就農者に対し、参考様式第3-3号を活用するなどの方法によりその旨を通知します。

その際、取消しの理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は第6の4（8）を参照してください。

取消しを通知したときは、サポート体制等、都道府県、農業委員会等の機関及び青年等就農資金等の12に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

8～12 （略）

### 13 関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供

認定新規就農者が青年等就農計画に沿って経営の確立に向けた取組を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関・団体、個々の青年等就農計画で就農地としている市町村及び当該市町村を区域とする都道府県等においても認定新規就農者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第30条の2に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定新規就農者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

農業協同組合法においては、農業協同組合の理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農畜産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないとされているところ、この原則によらなくてよい場合として、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）において理事の定数の一定割合以上が認定農業者に準ずる者（農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第1号に規定する認定農業者に準ずる者をいう。以下同じ。）である場合等が規定されています。認定新規就農者は、この認定農業者に準ずる者に該当する者とされており。

このため、法第30条の2に定める場合のほか、市町村が認定新規就農者に関する情報を関係機関・団体等へ提供する際は、別紙7を

その際、取消しの理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は第6の4（8）を参照してください。

取消しを通知したときは、サポート体制等、都道府県、農業委員会等の機関及び青年等就農資金等の12に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

8～12 （略）

### 13 関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供

認定新規就農者が青年等就農計画に沿って経営の確立に向けた取組を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関・団体、個々の青年等就農計画で就農地としている市町村及び当該市町村を区域とする都道府県等においても認定新規就農者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第30条の2に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定新規就農者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

農業協同組合法においては、農業協同組合の理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないとされているところ、この原則によらなくてよい場合として、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）において理事の定数の一定割合以上が認定農業者に準ずる者（農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第1号に規定する認定農業者に準ずる者をいう。以下同じ。）である場合等が規定されています。認定新規就農者は、この認定農業者に準ずる者に該当する者とされており。

このため、法第30条の2に定める場合のほか、市町村が認定新規就農者に関する情報を関係機関・団体等へ提供する際は、別紙6を

参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第10 農業経営発展計画の認定制度（第16条の2から第16条の7まで）

1～3 （略）

4 農業経営発展計画の認定

(1) 農業経営発展計画の認定基準

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行う際の具体的な認定基準は、別紙8に掲げるとおりとします。

(2) 農業委員会又は都道府県知事等の同意

(略)

なお、農業委員会は、法第16条の2第6項の規定により意見を述べようとするとき（30アールを超える農地転用に係るものであるときに限ります。）は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く必要がありますので、参考様式第9-3号を参考に協議書を作成してください。

(3)～(5) (略)

5～10 （略）

第11 農業経営基盤強化促進事業（第17条）

農業経営基盤強化促進事業は、法第4条第3項各号に定める地域計画推進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等をいいます。

本事業の実施の原則としては、

- ① 農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農用地の農業上の計画的かつ効率的な利用を積極的に進める方向で実施すること

参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第10 農業経営発展計画の認定制度（第16条の2から第16条の7まで）

1～3 （略）

4 農業経営発展計画の認定

(1) 農業経営発展計画の認定基準

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行う際の具体的な認定基準は、別紙7に掲げるとおりとします。

(2) 農業委員会又は都道府県知事等の同意

(略)

なお、農業委員会は、法第16条の2第6項の規定により意見を述べようとするとき（30アールを超える農地転用に係るものであるときに限ります。）は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く必要がありますので、参考様式第9-3号を参考に協議書を作成してください。

(3)～(5) (略)

5～10 （略）

第11 農業経営基盤強化促進事業（第17条）

農業経営基盤強化促進事業は、法第4条第3項各号に定める地域計画推進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等をいいます。

本事業の実施の原則としては、

- ① 農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農用地の農業上の計画的かつ効率的な利用を積極的に進める方向で実施すること

② 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限り、以下「市街化区域」といいます。）では、農業経営基盤強化促進事業を行わないこととされています。

なお、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整については、別紙9のとおりです。

#### 第12 地域計画推進事業（第18条から第22条の9まで）

1 （略）

2 農業者等による協議の場の設置等

地域計画は区域における農業の将来の在り方や農用地の具体的な利用を明確化するものであることから、協議の場においてできるだけ幅広く関係者の意見が出され、その結果を踏まえ、策定されることが重要です。また、策定された地域計画を地域農業の実態に応じて随時更新し、農地を利用しやすいよう農地の集約化等に向け内容を充実させていく取組（以下「ブラッシュアップ」といいます。）に当たっては、将来の地域農業の在り方や目標地図を基にした農用地の利用調整など、話し合いの目的やテーマを明確化した協議の場をできる限り多くの回数開催するとともに、若者や女性、地域外の担い手、農業支援サービス事業者など多様な関係者にも参加を呼びかけ、協議の場に参加する機会を確保してください。

(1) 協議の場の設置（第18条第1項）

市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地

② 都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限り、以下「市街化区域」といいます。）では、農業経営基盤強化促進事業を行わないこととされています。

なお、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整については、別紙8のとおりです。

#### 第12 地域計画推進事業（第18条から第22条の9まで）

1 （略）

2 農業者等による協議の場の設置等

地域計画は区域における農業の将来の在り方や農用地の具体的な利用を明確化するものであることから、協議の場においてできるだけ幅広く関係者の意見が出され、その結果を踏まえ、作成されることが重要です。

(1) 協議の場の設置（第18条第1項）

市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地

域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに協議の場を設けることとし、具体的には、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話合いや合意形成が行いやすく、地域農業の持続的な発展が見込まれ、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域ごとに協議の場を設けるものとします。

協議の場の設置及び協議する事項の考え方は別紙10に掲げるとおりです。

## (2) 協議の進め方

### ① 推進体制の整備

市町村は、協議を円滑に進めるため、集落等の代表、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、都道府県（農業振興部局、普及指導員）等と相談・調整の上、役割分担を明確化した推進体制を整備し、地域一体となって取り組んでください。その際、市町村においては、協議の場や話合いの過程で生じた農業者等からの相談を確実に受けられるよう部局を越えた横断的な体制を整備した上で、農業者等からの相談窓口となる担当を明確化し、これを周知するよう努めてください。

### ② 協議の場を開催する準備（第18条第2項）

（略）

(i) ～ (iii) （略）

(iv) 市町村は、協議の開催に当たり参加者に対し、当該協議を経て策定される地域計画では、農業を担う者ごとに将来利用する農用地等が目標地図でイメージとして公表されることを十

域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに協議の場を設けることとし、具体的には、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話合いや合意形成が行いやすく、地域農業の持続的な発展が見込まれ、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域ごとに協議の場を設けるものとします。

協議の場の設置及び協議する事項の考え方は別紙9に掲げるとおりです。

## (2) 協議の進め方

### ① 推進体制の整備

市町村は、協議を円滑に進めるため、集落等の代表、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、都道府県（農業振興部局、普及指導員）等と相談・調整の上、役割分担を明確化した推進体制を整備してください。

### ② 協議の場を開催する準備（第18条第2項）

（略）

(i) ～ (iii) （略）

(iv) 市町村は、協議の開催に当たり参加者に対し、当該協議を経て作成される地域計画では、農業を担う者ごとに将来利用する農用地等が目標地図でイメージとして公表されることを十

分に周知してください。

(v) (略)

③ 協議の場の参加者

ア 協議の場への参加

(略)

(i) ~ (v) (略)

(vi) 農地中間管理機構の農地相談員（農用地等について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」といいます。）への働きかけ、受け手の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員をいいます。）

(vii) ~ (ix) (略)

④ (略)

⑤ 関係機関の役割

協議の場における関係機関の役割分担は下記のとおりです。  
なお、関係機関が協議の場において提供する資料の考え方は別紙10に掲げるとおりです。

(i) 都道府県は、都道府県内の地域計画の策定・変更の進捗管理を行うとともに、都道府県段階の関係機関（農地中間管理機構、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等）と連携体制を構築し、それら関係機関が一体となって、実のある地域計画の策定・変更に向けて全面的に市町村のサポートを行ってください。また、地域計画の区域外において農業経営を営む者であって当該区域内の農用地について借受け等を希望する者（以下「地域外の受け手候補」といいます。）や新規就農者などの農業への新

分に周知してください。

(v) (略)

③ 協議の場の参加者

ア 協議の場への参加

(略)

(i) ~ (v) (略)

(vi) 農地中間管理機構の農地相談員（農用地等の所有者等への働きかけ、受け手の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員をいいます。）

(vii) ~ (ix) (略)

④ (略)

⑤ 関係機関の役割

協議の場における関係機関の役割分担は下記のとおりです。  
なお、関係機関が協議の場において提供する資料の考え方は別紙9に掲げるとおりです。

(i) 都道府県は、都道府県内の地域計画の作成の進捗管理を行うとともに、都道府県段階の関係機関（都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等）と連携体制を構築し、それら関係機関が一体となって、実のある地域計画の作成に向けて全面的に市町村のサポートを行ってください。また、新規就農者等の情報提供など農業経営・就農支援センターとしての機能を十分に発揮するとともに、普及指導員を協議の場に積極的に参加させるなど、主体的な役割を果たすことが重要です。

規参入を希望する者をリスト化して情報提供するなど、農業経営・就農支援センターとしての機能を十分に発揮してください。さらに、普及指導員が協議の場に積極的に参加できるよう配慮し、地域の合意形成に向けたコーディネート役や地域の実情に応じた作物の導入の提案等の産地化に向けたサポートを行うなど、市町村等の取組を支援する体制を整備するとともに、市町村等と地域計画のブラッシュアップの取組状況を共有し、必要に応じて個別に市町村等をフォローアップするなど、地域計画のブラッシュアップが着実に進むよう、最大限のサポートをしてください。

- (ii) 市町村は、全体の進捗管理を行うとともに、関連する市町村段階の計画や協定を参考に地域計画の策定・変更を進めてください。また、協議の場の運営に当たっては、実のある協議が展開されるよう、幅広い関係者に協議の場への参加を呼び掛けるほか、コーディネーターの派遣や、新規就農者等や後継者などの情報提供、受け手となる担い手による話合いの機会の提供等により、充実した協議を行うことが重要です。
- (iii) 農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員を協議の場に参加させるとともに、日頃の農地利用の最適化活動を通じて、より多くの関係者の参加を促すための声かけ等を積極的に行ってください。また、当該地域における農用地の出し手及び受け手の意向、これらの意向を基に作成・更新した現況地図（人・農地プランの作成の取組において現況把握のために作成した地図等）、新規就農者及び後継者の情報、遊休農地及び所有者不明農地並びに国有農地の情報を提供してく

- (ii) 市町村は、全体の進捗管理を行うとともに、関連する市町村段階の計画や協定を参考に地域計画の作成を進めてください。また、協議の場の運営に当たっては、実のある協議が展開されるよう、幅広い関係者に協議の場への参加を呼び掛けるほか、コーディネーターの派遣や、新規就農者等や後継者などの情報提供、受け手となる担い手による話合いの機会の提供等により、充実した協議を行うことが重要です。
- (iii) 農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員を協議の場に参加させるとともに、当該地域における農用地の出し手及び受け手の意向、新規就農者及び後継者の情報、遊休農地及び所有者不明農地並びに国有農地の情報を提供してください。

ださい。

(iv) ~ (vi) (略)

⑥ (略)

### 3 地域計画の策定

市町村は、2の協議の結果を踏まえ、参考様式第5-2号により地域計画を定めるものとします。この際、都道府県は、市町村による地域計画の作成状況を確認し、その円滑な作成に向け、進捗管理を行ってください。

地域計画は、基本構想の期間につき定めるものとし、地域農業の実情を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切な水準に至った段階で地域計画を定めるという法第18条及び第19条の趣旨から、協議の結果の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると市町村が認めた場合に定められます。この際、相当であると認められない場合は、地域計画の策定に向け、次の協議を円滑に実施するための措置を講じてください。

(1) (略)

(2) 目標地図の作成

市町村は、(1)の③の目標として、(1)の①の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとします。目標地図の考え方については、別紙11のとおりです。

また、地域計画には、農業を担う者として、その後の10年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者を記載するものとします。

なお、「農業を担う者」としては、将来において農用地等を利用する者として以下の者が考えられます。

(iv) ~ (vi) (略)

⑥ (略)

### 3 地域計画の作成

市町村は、2の協議の結果を踏まえ、参考様式第5-2号により地域計画を定めるものとします。この際、都道府県は、市町村による地域計画の作成状況を確認し、その円滑な作成に向け、進捗管理を行ってください。

地域計画は、基本構想の期間につき定めるものとし、地域農業の実情を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切な水準に至った段階で地域計画を定めるという法第18条及び第19条の趣旨から、協議の結果の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると市町村が認めた場合に定められます。この際、相当であると認められない場合は、地域計画の作成に向け、次の協議を円滑に実施するための措置を講じてください。

(1) (略)

(2) 目標地図の作成

市町村は、(1)の③の目標として、(1)の①の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとします。目標地図の考え方については、別紙10のとおりです。

また、地域計画には、農業を担う者として、その後の10年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者を記載するものとします。

なお、「農業を担う者」としては、将来において農用地等を利用する者として以下の者が考えられます。

① (略)

② 農業委員会による目標地図の素案の作成

農業委員会は、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成するものとします。この際、農業委員会は、市町村と連携しながら、農用地の所有者や受け手等と調整を進めてください。

「農用地の所有者又は利用者の農業上の利用の意向」の把握は、農業委員会が利用状況調査、利用意向調査、日常の戸別訪問及び相談活動等の機会を捉えて、毎月取り組むことが望ましいと考えます。その際、タブレットにより意向等の情報を集約し、それらの情報を農業委員会サポートシステムに反映するとシミュレーション機能を活用することで目標地図の素案を簡易に作成できるほか、地域計画区域内の農地面積の集計なども可能になるなど効率的です。また、意向把握と併せて、農地中間管理機構の活用及び農用地の集約化への協力について積極的に働きかけることが適当です。

(意向等の情報の例)

(i)・(ii) (略)

③ 関係機関の協力

農業委員会は、目標地図の素案を作成するために必要なときは、農地中間管理機構に対し、地域外の受け手候補及び委託を受けて農作業を行う者に関する情報の提供を求めることができます。この場合、農地中間管理機構の農地相談員は地域外の受け手候補と借受けに係る条件等を調整することとなりま

① (略)

② 農業委員会による目標地図の素案の作成

農業委員会は、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成するものとします。この際、農業委員会は、市町村と連携しながら、農用地の所有者や受け手等と調整を進めてください。

「農用地の所有者又は利用者の農業上の利用の意向」の把握は、農業委員会が利用状況調査、利用意向調査、日常の戸別訪問及び相談活動等の機会を捉えて、毎月取り組むことが望ましいと考えます。その際、タブレットにより意向等の情報を集約し、それらの情報を農業委員会サポートシステムに反映すると効率的です。また、意向把握と併せて、農地中間管理機構の活用及び農用地の集約化への協力について積極的に働きかけることが適当です。

(意向等の情報の例)

(i)・(ii) (略)

③ 関係機関の協力

農業委員会は、目標地図の素案を作成するために必要なときは、農地中間管理機構に対し、地域計画の区域外において農業経営を営む者であって当該区域内の農用地について借受け等を希望する者(以下「地域外の受け手候補」といいます。)及び委託を受けて農作業を行う者に関する情報の提供を求めこ

す。

また、その他の関係者に対しては、以下のような協力を求めることができます。

(i)・(ii) (略)

(iii) 農業経営・就農支援センター

地域外の受け手候補や新規就農希望者等の情報

(iv) (略)

#### ④ 農作業委託の活用等

③により地域外の受け手候補の掘り起こしなどを行った上で、受け手が見つからない場合には、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関は、地域の農用地等の農業上の利用をできる限り確保するため、以下のような組織へ農作業を委託することを検討してください。

(i)～(iii) (略)

(略)

#### ⑤ (略)

### (3) 地域計画の要件

地域計画は下記の要件に該当する必要があります。

#### ① (略)

② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。具体的には、以下の事項を適切に定めているものであること。

とができます。この場合、農地中間管理機構の農地相談員は地域外の受け手候補と借受けに係る条件等を調整することとなります。

また、その他の関係者に対しては、以下のような協力を求めることができます。

(i)・(ii) (略)

(iii) 農業経営・就農支援センター

新規就農希望者等の情報

(iv) (略)

#### ④ 農作業委託の活用等

③により地域外の受け手候補者の掘り起こしなどを行った上で、受け手が見つからない場合には、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関は、地域の農用地等の農業上の利用をできる限り確保するため、以下のような組織へ農作業を委託することを検討してください。

(i)～(iii) (略)

(略)

#### ⑤ (略)

### (3) 地域計画の要件

地域計画は下記の要件に該当する必要があります。

#### ① (略)

② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。具体的には、以下の事項を適切に定めているものであること。

(i) (略)

(ii) 当該区域における農用地等の利用の方針

区域内の農用地の利用集積・農用地の集団化(集約化)の進め方等を記載することとします。必要に応じて、輸出促進を図っていくエリア、有機農業を行うエリア、種苗生産を行うエリア、特定品目の産地を目指していくエリア、新規参入を促進するエリア等を設定することについても記載してください。なお、エリアを設定した場合は、それぞれのエリアを目標地図上に別途明記することが可能です。

(iii) ~ (v) (略)

#### 4 地域計画の変更

地域計画は、一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新(年1回以上)し、完成度を高めていくことが重要です(地域計画策定マニュアル参照)。また、市町村は、地域計画の策定後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくり、水田の畑地化、耕畜連携による飼料増産など国の農業施策の方向性を踏まえた地域の話合いにより農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときにおいても地域計画を変更してください。

この際、軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定める必要がありますが、短期間のうちに複数の変更を行う必要が生じた場合や、新たな受け手を位置付ける等農業上の利用を目的として地域計画を変更する場合等には、関係機関へ

(i) (略)

(ii) 当該区域における農用地等の利用の方針

区域内の農用地の利用集積・農用地の集団化(集約化)の進め方等を記載することとします。必要に応じて、有機農業を行うエリア、新規参入を促進するエリア等を設定することについても記載してください。

(iii) ~ (v) (略)

#### 4 地域計画の変更

地域計画は、一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新(年1回以上)し、完成度を高めていくことが重要です(地域計画策定マニュアル参照)。また、市町村は、地域計画の作成後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくり、水田の畑地化、耕畜連携による飼料増産など国の農業施策の方向性を踏まえた地域の話合いにより農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときにおいても地域計画を変更してください。

この際、軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定める必要がありますが、短期間のうちに複数の変更を行う必要が生じた場合や、新たな受け手を位置付ける等農業上の利用を目的として地域計画を変更する場合等には、関係機関へ

の意見聴取や公告・縦覧の手續を適宜にまとめて行うこともできます。

軽微な変更とは、地域計画の内容に実質的な変更を伴わないものであって、下記のようなものが考えられます。

(i) ~ (iii) (略)

(vi) その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない以下の変更

① 地域計画区域内において生産する主な農畜産物の変更や、有機農業を行うエリア設定等に係る農用地等の利用の方針の変更

② 地域の実情に応じて記載した、鳥獣被害防止対策、有機・減農薬・減肥料、スマート農業、畑地化・輸出等、果樹等、燃料・資源作物等、保全・管理等、農業用施設、耕畜連携等、営農型太陽光発電事業その他の取組の変更

③ 基盤整備事業や地籍調査等による、地域計画区域内の農業上の利用が行われる農用地等の区域の変更

④ 田畑転換をしたことによる、地域計画区域内の農用地等面積のうち田・畑の面積の変更

⑤ 経営規模の変更を伴わない個人経営体の法人化等に伴う氏名・商号の変更

⑥ 農業を担う者として地域計画に位置付けられた者が経営改善計画の認定を受けたこと等によるその属性の変更

なお、地域計画の区域内の農用地を農業用施設の目的に供するため転用する場合、農業用施設の用に供される土地として、地域計画に位置付ける必要があります。

また、地域計画の区域内の土地については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域から

の意見聴取や公告・縦覧の手續を適宜にまとめて行うこともできます。

軽微な変更とは、地域計画の内容に実質的な変更を伴わないものであって、下記のようなものが考えられます。

(i) ~ (iii) (略)

(iv) その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

なお、地域計画の区域内の農用地を農業用施設の目的に供するため転用する場合、農業用施設の用に供される土地として、地域計画に位置付ける必要があります。

また、地域計画の区域内の土地については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域から

の除外や農地転用許可を行うことができます。

このため、農用地区域からの除外や農地転用許可に際してあらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。この場合、6の(3)の地域計画の変更公告の前に農振法による農用地区域からの除外手続や農地法による転用許可の手続に係る調整を開始して差し支えありませんが、農業振興地域整備計画の変更案の公告・縦覧等の手続は、地域計画の変更公告後に行う必要があります。

このほか、次に掲げる場合においては、農業上の土地利用との調整が調ったものであり、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものと考えられることを踏まえ、地域計画の変更案の公告・縦覧前であっても、開発事業等に着手して差し支えありません。

(i) 農地法第4条第1項ただし書各号に該当する場合

(ii) 農地法第5条第1項ただし書各号に該当する場合

#### 5 地域計画の策定・変更時の意見聴取

(略)

#### 6 地域計画の公告

(1) 市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除きます。)は、その旨を市町村の公報への掲載やインターネットの利用等を通じて公告し、地域計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供することとします。

(2) (略)

(3) 市町村は、地域計画を定め、又は変更したときは遅滞なくその旨及び当該地域計画を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に地域計画の写しを送付することとします。

の除外や農地転用許可を行うことができます。

このため、農用地区域からの除外や農地転用許可に際してあらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。この場合、6の(3)の地域計画の変更公告の前に農振法による農用地区域からの除外手続や農地法による転用許可の手続に係る調整を開始して差し支えありませんが、農業振興地域整備計画の変更案の公告・縦覧等の手続は、地域計画の変更公告後に行う必要があります。

このほか、道路整備などの公共転用の場合であっても、これらの実施により地域計画の達成に支障を及ぼすことがないように、事業の着手前に地域計画を変更しておくことが適当です。

(新設)

(新設)

#### 5 地域計画の作成・変更時の意見聴取

(略)

#### 6 地域計画の公告

(1) 市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除きます。)は、その旨を市町村の公報への掲載やインターネットの利用等を通じて公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供することとします。

(2) (略)

(3) 市町村は、地域計画を定め、又は変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に地域計画の写しを送付することとします。

公告の方法は、市町村の公報への掲載やインターネットの利用

公告の方法は、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により行うこととしてください。また、地域計画に関する情報をインターネットに掲載する場合は、担い手や地域の関係者等が閲覧しやすいよう、市町村のホームページに地域計画専用のページを設け、情報をまとめるなどの工夫をしてください。

(4) 都道府県は、(3)により市町村から提出のあった地域計画の写しについて、地域計画の策定又は変更の公告があった年度の翌年度の4月末までに農林水産省の本省又は地方農政局等（内閣府沖縄総合事務局を含みます。16において同じです。）に提出するものとします。

#### 7 地域計画に係る個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意なく目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。

市町村は、法第19条の規定により地域計画に農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、同条第6項の関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載や、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除したり、氏名に代えて記号や数字等による表示をしたりするなど配慮

等により行うこととしてください。

(4) 都道府県は、(3)により市町村から提出のあった地域計画の写しについて、翌年度の4月末までに地方農政局等（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含みます。15において同じです。）に提出するものとします。

#### 7 地域計画に係る個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意なく目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。

市町村は、法第19条の規定により地域計画に農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、同条第6項の関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載や、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除したり、氏名に代えて記号や数字等による表示をしたりするなど配慮

慮してください。

なお、地域計画の電子ファイルをインターネット上で公開するに当たって、個人情報を判別できないようにする場合には、当該ファイルについて、視覚上は個人情報を判別できなくとも、編集等によって個人情報を判別し得るものでないか、公開前に十分確認するようにしてください。

#### 8 農業委員会による利用券の設定等の促進等（第21条）

(1) 農業委員会は、地域計画の区域内において、地域計画の達成に資するよう、その区域内の農用地等の所有者等に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促してください。

具体的には、農業委員会が3(2)②において把握する情報を活用し、利用権の設定等を予定した日（地域計画の公告の日又は直近の意向調査の日から起算）の1年前の日が到来した場合には、速やかに所有者等及び受け手の候補者に対してその旨を通知することとし、その後も地域計画を踏まえ利用権の設定等が行われるよう進行管理に努め、必要な手続を行うこととしてください。

(2) (略)

#### 9 地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議（第22条）

農業委員会が地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出を受け、買入協議を行う場合には、以下の定めによるほか、別紙12の定めにより行うこととしてください。

(1)～(5) (略)

してください。

#### 8 農業委員会による利用券の設定等の促進等（第21条）

(1) 農業委員会は、地域計画の区域内において、地域計画の達成に資するよう、その区域内の農用地等について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」といいます。）に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促してください。

具体的には、農業委員会が3(2)②において把握する情報を活用し、利用権の設定等を予定した日（地域計画の公告の日又は直近の意向調査の日から起算）の1年前の日が到来した場合には、速やかに所有者等及び受け手の候補者に対してその旨を通知することとし、その後も地域計画を踏まえ利用権の設定等が行われるよう進行管理に努め、必要な手続を行うこととしてください。

(2) (略)

#### 9 地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議（第22条）

農業委員会が地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出を受け、買入協議を行う場合には、以下の定めによるほか、別紙11の定めにより行うこととしてください。

(1)～(5) (略)

10～12 (略)

### 13 土地改良法の特例（第22条の6）

都道府県又は市町村（以下「都道府県等」といいます。）は、農地中間管理機構が農地中間管理権又は所有権を有する農用地を対象として、事業参加資格者の申請や費用負担によらずに都道府県等の判断により実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連農地整備事業」といいます。）について、地域計画を策定した区域においては、農地中間管理機構が取り扱う農業経営又は農作業（以下「農業経営等」といいます。）の委託に係る農用地を機構関連農地整備事業の対象に含めることができます。この場合、法により読み替えて適用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3（第96条の4第1項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する事項のほか、下記の点に留意して手続を行ってください。

都道府県等は、土地改良法第87条の3第2項の規定に基づき機構関連農地整備事業に係る事業計画概要等について農地中間管理機構の同意を得る必要がありますが、農地中間管理機構は、当該同意をするときは、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第3条に規定する資格を有する者に対し、事業計画概要等を書面により示して、その者から書面（電磁的記録を含みます。以下この13において同じです。）により同意を得る必要があります。

また、農地中間管理機構は、土地改良法第87条の3第4項の規定により機構関連農地整備事業を行うべきことを都道府県等に要請することができますが、その際にも、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第3条に規定する資格を有する者から書面により同意を得る必要があります。

10～12 (略)

### 13 土地改良法の特例（第22条の6）

都道府県又は市町村（以下「都道府県等」といいます。）は、農地中間管理機構が農地中間管理権又は所有権を有する農用地を対象として、事業参加資格者の申請や費用負担によらずに都道府県等の判断により実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連農地整備事業」といいます。）について、地域計画を作成した区域においては、農地中間管理機構が取り扱う農業経営又は農作業（以下「農業経営等」といいます。）の委託に係る農用地を機構関連農地整備事業の対象に含めることができます。この場合、法により読み替えて適用する土地改良法第87条の3（第96条の4第1項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する事項のほか、下記の点に留意して手続を行ってください。

都道府県等は、土地改良法第87条の3第2項の規定に基づき機構関連農地整備事業に係る事業計画概要等について農地中間管理機構の同意を得る必要がありますが、農地中間管理機構は、当該同意をするときは、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第3条に規定する資格を有する者に対し、事業計画概要等を書面により示して、その者から書面（電磁的記録を含みます。以下この13において同じです。）により同意を得る必要があります。

また、農地中間管理機構は、土地改良法第87条の3第4項の規定により機構関連農地整備事業を行うべきことを都道府県等に要請することができますが、その際にも、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第3条に規定する資格を有する者から書面により同意を得る必要があります。

なお、農地中間管理機構は、農業経営等の委託に当たって、あらか

なお、農地中間管理機構は、農業経営等の委託に当たって、あらかじめ、その相手方に対し、機構関連農地整備事業が行われることがあることについて書面により説明する必要がありますので留意してください。

また、当該特例を活用する場合の農地中間管理権等又は農業経営等の委託の期間及び特別徴収金の考え方については、以下のとおりです。

(1)・(2) (略)

#### 14 農地法の特例（第22条の7）

法第22条の7第1項及び第2項の「遅滞なく」とは、地域計画の区域が農業上の利用が行われる農用地等の区域であることに鑑み、当該区域内の遊休農地（農地法第32条第1項に規定するものをいいます。）に係る農地法第37条又は第41条第1項に基づく裁定の申請に当たっては、申請に係る農地で農地中間管理事業規程（農地中間管理事業法第8条に規定するものをいいます。）に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するものから、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次申請を行うこととなります。

15・16 (略)

#### 第13 農用地利用改善事業（第23条から第26条まで）

1 (略)

##### 2 農用地利用規程の作成

(1) 農用地利用規程の作成

(略)

なお、各事項の具体的な内容は別紙13に掲げるとおりとします。

(2) 特定農用地利用規程の内容

はじめ、その相手方に対し、機構関連農地整備事業が行われることがあることについて書面により説明する必要がありますので留意してください。

また、当該特例を活用する場合の農地中間管理権等又は農業経営等の委託の期間及び特別徴収金の考え方については、以下のとおりです。

(1)・(2) (略)

#### 14 農地法の特例（第22条の7）

法第22条の7第1項及び第2項の「遅滞なく」とは、地域計画の区域が農業上の利用が行われる農用地等の区域であることに鑑み、当該区域内の遊休農地（農地法第32条第1項に規定するものをいいます。）に係る農地法第37条又は第41条第1項に基づく裁定の申請に当たっては、申請に係る農地が農地中間管理事業規程（農地中間管理事業法第8条に規定するものをいいます。）に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するものから、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次申請を行うこととなります。

15・16 (略)

#### 第13 農用地利用改善事業（第23条から第26条まで）

1 (略)

##### 2 農用地利用規程の作成

(1) 農用地利用規程の作成

(略)

なお、各事項の具体的な内容は別紙12に掲げるとおりとします。

(2) 特定農用地利用規程の内容

特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）又は一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）を、当該特定農業法人又は特定農業団体（以下「特定農業法人等」といいます。）の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特定農用地利用規程」といいます。）に定めることができます。

地域計画の策定に当たって、将来の担い手の確保が困難な地域においては、既存の特定農業法人等が農用地の相当部分を利用することが期待されます。

なお、特定農業団体となるための要件については、別紙13のとおりです。

特定農用地利用規程においては、（1）に定める事項に加えて、次に掲げる事項を定めることとします。

①～④ （略）

なお、各事項の具体的な内容は別紙13に掲げるとおりとします。

3～9 （略）

#### 第16 法人化の推進等（第32条）

農業経営を発展させていくためには、的確かつ機動的な経営判断を行うことができ、投資財源の確保・雇用の安定・円滑な継承の面でもメリットのある法人経営を拡大していくことが重要です。このようなことから、国及び地方公共団体は、複数の個人経営や集落営農の法人化、将来法人化することを目指す集落営農の組織化、企業の農業参入等を推進するとともに、農業法人が規模拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々な取組を行う上で必要な資金を円滑に調

特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）又は一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）を、当該特定農業法人又は特定農業団体（以下「特定農業法人等」といいます。）の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特定農用地利用規程」といいます。）に定めることができます。

地域計画の策定に当たって、将来の担い手の確保が困難な地域においては、既存の特定農業法人等が農用地の相当部分を利用することが期待されます。

なお、特定農業団体となるための要件については、別紙12のとおりです。

特定農用地利用規程においては、（1）に定める事項に加えて、次に掲げる事項を定めることとします。

①～④ （略）

なお、各事項の具体的な内容は別紙12に掲げるとおりとします。

3～9 （略）

#### 第16 法人化の推進等（第32条）

農業経営を発展させていくためには、的確かつ機動的な経営判断を行うことができ、投資財源の確保・雇用の安定・円滑な継承の面でもメリットのある法人経営を拡大していくことが重要です。このようなことから、国及び地方公共団体は、複数の個人経営や集落営農の法人化、将来法人化することを目指す集落営農の組織化、企業の農業参入等を推進するとともに、農業法人が規模拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々な取組を行う上で必要な資金を円滑に調

達できるようにしていくなどの措置を講ずるよう努めるものとし  
ます。

これらの取組に当たっては、法人化のメリット等を丁寧に説明す  
るとともに、農林水産省が提供する農業法人化支援システム  
(<https://agri-incorp.maff.go.jp/>)の活用を促すほか、農業経営・  
就農支援センターによる組織や経営体の実情に応じた農業経営に関  
する援助などの支援策を講じて進めてください。

## 第18 推進体制等

### 1 (略)

### 2 都道府県における推進体制

都道府県は、基本方針の策定、農地中間管理機構が行う特例事業  
の実施、農業経営基盤強化促進事業の推進等について、都道府県農  
業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の1に規  
定する都道府県農業再生協議会をいいます。）、都道府県農業委員会  
ネットワーク機構、農業協同組合連合会、都道府県土地改良事業団  
体連合会、都道府県農業公社、農業経営・就農支援センターその他の  
関係機関・団体が一致協力して取り組めるような体制の整備を図っ  
てください。

### (別紙3)

#### 農業経営・就農支援センターの運用に関する規程の内容

## 第1 総則

### 1 目的

本規程において、都道府県が整備する農業経営・就農支援センタ  
ー（以下「センター」という。）が、法第11条の11の規定に基づき、

達できるようにしていくなどの措置を講ずるよう努めるものとし  
ます。

これらの取組に当たっては、法人化のメリット等を丁寧に説明す  
るとともに、農業経営・就農支援センターによる組織や経営体の実  
情に応じた農業経営に関する援助などの支援策を講じて進めてくだ  
さい。

## 第18 推進体制等

### 1 (略)

### 2 都道府県における推進体制

都道府県は、基本方針の策定、農地中間管理機構が行う特例事業の実施、  
農業経営基盤強化促進事業の推進等について、都道府県農業再生協議会  
（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2に規定する都道府県農  
業再生協議会をいいます。）、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農  
業協同組合連合会、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県農業公  
社、農業経営・就農支援センターその他の関係機関・団体が一致協力して  
取り組めるような体制の整備を図ってください。

### (新設)

業務を適正かつ確実に運営するために必要な運営方針、運営体制、業務の内容や実施方法等に関する事項を定める旨を記述します。

## 2 運営方針

都道府県が作成する基本方針に即して、センターが農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な体制、業務の内容や実施方法等の運営方針を記述します。例えば、「本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成するとともに、新規就農や新規参入する者などの農業を担う者を幅広く確保し育成する。また、センターは、法及びその他の関係法令によるもののほか、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に則した本規程に従い、センターに関する業務について関係機関等と相互に連携協力し、効率的かつ適正に実施する。」といった内容を記述することが考えられます。

## 第2 運営に関する事項

都道府県が整備するセンターの運営について、センターとしての業務を行う拠点の名称、センターとしての運営体制（センターの事務を担う事務局、センター事業全体を統括する責任統括、センター事務全般を担う事務局長、農業経営サポート活動を統括する経営統括、就農サポート活動を統括する就農統括又は参入サポート活動を統括する参入統括を担う者、伴走機関、センター運営会議、相談窓口（サテライト窓口を含む。）、専属スタッフ、経営戦略会議の設置、役割分担及び業務範囲など）、センターとしての業務を委託する組織の名称と業務範囲、士業等の専門家の確保・育成に関する事項、その他センターとしての機能を担う体制の整備のために必要な事項を記述

します。

ただし、センターの事務局は都道府県の組織内に設置するものとし、責任統括、事務局長、経営統括、就農統括及び参入統括は都道府県職員を配置してください。

### 第3 業務の内容・実施方法に関する事項

センターが農業を担う者を確保及び育成するために行う農業経営・就農等サポート活動、農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動、その他農業を担う者の育成・確保活動について、具体的な業務内容や実施方法等について記述します。

### 第4 その他

第3に記述した業務に付随する事項（業務に関する情報管理、事務処理基準など）について記述します。

(別紙4)

(略)

(別紙5)

#### 農業経営改善計画の認定基準

第3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること

1・2 (略)

3 経営改善計画に関連事業者等の役員を兼務させる計画が含まれる場合

(1) 子会社である農地所有適格法人の経営改善計画に関連事業者等（親会社である農地所有適格法人に限ります。以下3において同じ。）の役員を自社の役員として兼務させることが含まれる場合、別紙4の第2の2の(1)の要件を満たすことが必要です。

(2) (略)

(別紙3)

(略)

(別紙4)

#### 農業経営改善計画の認定基準

第3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること

1・2 (略)

3 経営改善計画に関連事業者等の役員を兼務させる計画が含まれる場合

(1) 子会社である農地所有適格法人の経営改善計画に関連事業者等（親会社である農地所有適格法人に限ります。以下3において同じ。）の役員を自社の役員として兼務させることが含まれる場合、別紙3の第2の2の(1)の要件を満たすことが必要です。

(2) (略)

(別紙6)

(略)

(別紙7)

(略)

(別紙8)

(略)

(別紙9)

(略)

(別紙10)

協議の場の設置及び協議する事項の考え方

## 第2 協議の場で活用する資料

協議の場では、協議に参加する関係者がそれぞれの役割分担に応じた資料を提供してください。

- ① 都道府県は、地域計画の策定・変更に関する方針や、域内の優良事例、農業農村整備事業等の事業計画に関する資料を提供してください。
- ② 市町村は、策定された地域計画やこれまでの人・農地プラン、地域計画の策定・変更に当たって参考となる計画（水田収益力強化ビジョン、中山間地域等直接支払直接支払交付金の集落協定書、多面的機能支払交付金の事業計画書、果樹産地構造改革計画等）、地域計画の策定・変更に向けたスケジュール、域内への参入意向を有する新規就農者等の資料、その他の関連事業に関する資料を提供してください。
- ③ 農業委員会は、農用地の保有及び利用の状況、農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向、これらの意向を基に作成・更新した現況地図その他の農用地の効率的な利用に資する情報を

(別紙5)

(略)

(別紙6)

(略)

(別紙7)

(略)

(別紙8)

(略)

(別紙9)

協議の場の設置及び協議する事項の考え方

## 第2 協議の場で活用する資料

協議の場では、協議に参加する関係者がそれぞれの役割分担に応じた資料を提供してください。

- ① 都道府県は、地域計画の作成に関する方針や、域内の優良事例、農業農村整備事業等の事業計画に関する資料を提供してください。
- ② 市町村は、これまでの人・農地プランや地域計画の策定に当たって参考となる計画（水田収益力強化ビジョン、中山間地域等直接支払直接支払交付金の集落協定書、多面的機能支払交付金の事業計画書、果樹産地構造改革計画等）、地域計画の策定に向けたスケジュール、域内への参入意向を有する新規就農者等の資料、その他の関連事業に関する資料を提供してください。
- ③ 農業委員会は、農用地の保有及び利用の状況、農用地の所有者の農業上の利用の意向その他の農用地の効率的な利用に資する情報を提供してください。また、区域内で営農型太陽光発電事業の

提供してください。また、区域内で営農型太陽光発電事業の実施に係る相談を受けている場合には、当該事業に関する情報も提供してください。その際、当該太陽光発電設備の設置における農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る農業委員会の見解についても併せて情報提供してください。

④ 農地中間管理機構は、地域外の受け手候補等の資料や、地域の農用地の契約状況に関する資料（賃料、期間等）を提供してください。

⑤～⑦ （略）

（別紙11）

#### 目標地図の作成・更新手順及び考え方

##### 第1 目標地図の作成・更新手順

目標地図の作成・更新手順は各市町村によって様々であり、それぞれの地域において、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が役割分担した上で密に連携し、創意工夫して進めていただくことが重要です。

なお、目標地図の作成・更新手順の参考例については次のとおりです。

##### 1 所有者等の意向把握

農地利用最適化推進委員及び農業委員（以下「推進委員等」といいます。）は、農地利用の最適化に係る活動を通じて農地の出し手・受け手（以下「所有者等」といいます。）の意向を聞き取り、タブレットに記録します。

なお、書面によるアンケートの方法を採ることも可能です。

この場合、家族の代表者以外の後継者や配偶者の意向も踏まえて回答することを周知してください。

実施に係る相談を受けている場合には、当該事業に関する情報も提供してください。その際、当該太陽光発電設備の設置における農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る農業委員会の見解についても併せて情報提供してください。

④ 農地中間管理機構は、域内への参入意向を有する地域外の農業者等の資料や、地域の農用地の契約状況に関する資料（賃料、期間等）を提供してください。

⑤～⑦ （略）

（別紙10）

#### 目標地図の作成・手順・考え方について

##### 第1 目標地図の作成手順

目標地図の作成手順は各市町村によって様々であり、それぞれの地域において、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が役割分担した上で密に連携し、創意工夫して進めていただくことが重要です。

なお、目標地図の作成手順の参考例については次のとおりです。

##### 1 所有者等の意向把握

農地利用最適化推進委員及び農業委員（以下「推進委員等」といいます。）は、農地利用の最適化に係る活動を通じて農地の出し手・受け手（以下「所有者等」といいます。）の意向を聞き取り、タブレットに記録します。

なお、書面によるアンケートの方法を採ることも可能です。

この場合、家族の代表者以外の後継者や配偶者の意向も踏まえて回答することを周知することが望ましいと考えます。

## 2 現状地図・現況地図の作成・更新

農業委員会は、所有者等の情報、農地の所在・地目・面積、遊休農地か否か等の農地関係の現状を示した「現状地図」と、1により把握した所有者等の意向を基に、年齢別、意向別（規模拡大・縮小等）、後継者の有無等を区分した「現況地図」を作成・更新し、必要に応じて協議の場での資料として活用してください。

## 3 素案の作成方針の確認

農業委員会は、協議の場において、法第19条第4項第2号の農林水産省令で定める基準（以下「省令基準」といいます。）に照らして、生産する主な農作物、農用地等の利用の方針、集積に関する目標、集団化に関する目標及び集積・集団化の目標を達成するための措置並びに目標地図の区域など、地域における目標地図の素案の作成・更新方針を確認します。

## 4 農業委員会による素案の作成・更新

(1) 目標地図の素案の作成・更新について依頼を受けた農業委員会は、必要に応じて農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等に協力を求め、目標地図の素案作成・更新に必要となる情報の提供を依頼することができます。この場合、農業委員会は関係機関から提供のあった情報を記録するものとします。

(略)

(2) 農業委員会は、市町村等の関係機関と適切に連携・協力して、(1)の情報や現状地図及び現況地図をベースに、省令基準も踏まえた上で、目標地図の素案を作成・更新するものとします。

また、あらゆる策を講じても受け手を位置付けることが困難な農地等については、「今後検討等」と整理することも可能です。その際、地域外の農業者や新規就農希望者が地域に参入しやすいよ

## 2 意向調査に基づく現状地図・分析できる地図の作成

農業委員会は、所有者等の情報、農地の所在・地目・面積、遊休農地か否か等の農地関係の現状を示した「現状地図」と、1により把握した所有者等の意向を基に、年齢別、意向別（規模拡大・縮小等）、後継者の有無等を区分した「分析できる地図」を作成します。

## 3 素案の作成方針の確認

農業委員会は、協議の場において、法第19条第4項第2号の農林水産省令で定める基準（以下「省令基準」といいます。）に照らして、生産する主な農作物、農用地等の利用の方針、集積に関する目標、集団化に関する目標及び集積・集団化の目標を達成するための措置並びに目標地図の区域など、地域における目標地図の素案の作成方針を確認します

## 4 農業委員会による素案の作成

(1) 目標地図の素案の作成について依頼を受けた農業委員会は、必要に応じて農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等に協力を求め、目標地図の素案作成に必要となる情報の提供を依頼することができます。この場合、農業委員会は関係機関から提供のあった情報を記録するものとします。

(略)

(2) 農業委員会は市町村等の関係機関と適切に連携・協力して、(1)の情報や現状地図及び分析できる地図をベースに、省令基準も踏まえた上で、目標地図の素案を作成するものとします。

また、あらゆる策を講じても受け手を位置付けることが困難な農地等については、「今後検討等」と整理することも可能です。その際、地域外の農業者や新規就農希望者が地域に参入しやすいよ

う受入れできるエリアを設定し、目標地図に明記することもできます。

(3) (略)

(4) 農業委員会が目標地図の素案を作成・更新した場合には、推進委員等が市町村と連携して集落の代表者等に対して情報提供や相談を行い、目標地図に位置付けられる予定の者を中心に、できる限り同意が得られるよう努めることが望ましいと考えられます。

(別紙12)

#### 農地中間管理機構による農用地の買入協議

##### 第1 農業委員会による要請

1 (略)

2 買入協議の要請の対象となる農用地は、地域計画の区域（第12の11の特例が定められた地域を除きます。）のうち、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用の集積を図ることが望ましい農用地であり、土地改良事業が実施された農用地や集団的に存している農用地等のいわゆる優良農用地はもとより、認定農業者等が現に耕作している農用地に隣接する農用地なども対象となり得ることから、農業委員会は申出に係る農用地について買入協議の対象とすべきか否か個別具体的に判断するものとします。

3 (略)

第2～第4 (略)

(別紙13)

う受入れできるエリアを設定することもできます。

(3) (略)

(4) 農業委員会が目標地図の素案を作成した場合には、推進委員等が市町村と連携して集落の代表者等に対して情報提供や相談を行い、目標地図に位置付けられる予定の者を中心に、できる限り同意が得られるよう努めることが望ましいと考えられます。

(別紙11)

#### 農地中間管理機構による農用地の買入協議

##### 第1 農業委員会による要請

1 (略)

2 買入協議の要請の対象となる農用地は、地域計画の区域（第12の11の特例が定められた地域を除きます。）のうち、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用の集積を図ることが望ましい農用地であり、土地改良事業が実施された農用地や集団的に存している農用地等のいわゆる優良農用地はもとより、認定農業者等が現に耕作している農用地に隣接する農用地なども対象となり得ることから、農業委員会は申出に係る農用地について買入協議の対象とすべきか否か個々具体的に判断するものとします。

3 (略)

第2～第4 (略)

(別紙12)

(略)

(削る。)

(略)

参考様式第2-1号

〇〇県農業経営・就農支援センターの運用に関する規程

(記載例)

以下は、あくまでも記載例であり、特にセンターの運営体制については、都道府県の実情を踏まえた体制を検討してください。

## 第1 総則

### 1 目的

この規程は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第11条の11の規定に基づき、〇〇県が整備する〇〇県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）について、運営方針、運営体制、業務の実施方法等を定め、もって業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

### 2 運営方針

本県の特徴ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成するとともに、新規就農者などの農業を担う者を幅広く確保し育成する。

また、センターは、法及びその他の関係法令によるもののほか、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に則した本規程に従い、センターに関する業務について関係機関等と相互に連携協力し、効率的かつ適正に実施する。

## 第2 運営に関する事項

〇〇県は、センターとしての機能を担う体制の整備を以下に定め

るところにより行う。

(1) センターとして第3に掲げる業務を行う拠点として、公益財団法人〇〇県農業振興公社を位置付けるとともに、この業務の一部について〇〇県農業振興公社及び〇〇県農業会議に委託するものとする。

(2) 責任統括は、〇〇県農林水産部長が担うものとし、事務局長は〇〇県農林水産部△△課長が担うものとする。また、経営統括は、〇〇県農林水産部△△課課長補佐が担うものとし、就農総括は〇〇県農林水産部◇◇課課長補佐が担うものとする。

(3) 事務局は、〇〇県農林水産部△△課に置くものとする。

(4) センターの業務の実施に協力し、かつ業務の一部について請負又は助言等の活動を行う別表〇に定める機関・団体を「伴走機関」として位置付けるものとする。

(5) 責任統括は、別表〇に掲げる関係機関・団体等が参画してセンター業務の運営に関する重要事項を決定するセンター運営会議を設置するものとする。

なお、責任統括は必要があると認めるときは、センター運営会議に伴走機関以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

① 責任統括は、原則として毎月1回、センター運営会議を開催する。

② センター運営会議においては、以下の事項について検討し、決定等を行うこととする。

ア 年度業務計画の策定・決定

イ 専属スタッフ及び専門家の選定・決定・登録解除

ウ 伴走型支援の実施対象となる農業者（以下「重点支援対象者」という。）の決定

エ センターとしての業務の進捗管理

オ ○○県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げる農業を担う者の確保及び育成に係る目標に対する取組の進捗に関すること

カ その他センターの運営において重要な事項に関すること

(6) 農業者からの農業経営に関する相談及び就農等に関する相談の対応を行う相談窓口を以下のとおり設置するとともに、想定される年間の相談対応件数に応じた職員（補助職員を含む。）を配置する。

〔就農＋経営窓口〕 ○○県農業経営・就農支援センター

（○○市○○町××一××（公財）○○県農業振興公社内 連絡先：…）

〔就農窓口〕 ○○県農業会議

（○○市○○町××一×× ○○ビル○階 連絡先：…）

〔サテライト窓口〕

・ △△地域振興局 △△課（△△市△△町××一×× 連絡先：…）

・ □□地域振興局 △△課（□□市□□町××一×× 連絡先：…）

・ ◇◇地域振興局 △△課（◇◇市◇◇町××一×× 連絡先：…）

・ ××地域振興局 △△課（××市××町××一×× 連絡先：…）

※ 農業者等から農業経営又は就農等に関する相談を受けた伴走機関は、上記いずれかの相談窓口確実に繋ぐものとする。

(7) 農業経営・就農サポート活動及び農業を担う者の確保・育成プロ

プロジェクト活動において中心的な役割を担う専属スタッフを以下の通り配置する。

① 第3の1の活動において中心的役割を担う専属スタッフを以下のとおり配置する。

氏名	属性	区分	1の活動における 主な役割	主な配 置先
●●● ●	中小企 業診断 士	就農 及び 経営	就農相談対応、経 営相談対応、経営 診断、経営戦略の 作成等	〇〇県 農業経 営・就農 支援セ ンター
▲▲▲ ▲	〇〇県 農業振 興公社 職員	経営	経営相談対応、農 業経営の移譲を希 望する農業者の情 報収集等	〇〇県 農業経 営・就農 支援セ ンター
■ ■ ■ ■	〇〇県 農業振 興公社 職員	就農	就農相談対応、研 修先との調整等	〇〇県 農業経 営・就農 支援セ ンター
◆ ◆ ◆ ◆	〇〇県 農業振 興公社 職員	就農	就農相談対応、各 種情報の収集・提 供、候補市町村と の調整等	〇〇県 農業会 議

※ 農業経営・就農サポート活動に係る専門家や関係者等との

連絡調整、各種事務処理など、専属スタッフの補助業務を行う  
「補助職員」〇名を別途事務局内に配置する。

② 第3の2の活動において中心的役割を担う専属スタッフを以  
下のとおり配置する。

氏名	属性	2の活動における主な役割	主な配置先
●● ▲ ▲	〇〇県 農林水 産部× ×課職 員	重点支 援対象 者等の 掘り起 こし活 動の実 施統括 等	〇〇県農業経営・就農支援セ ンター
▲▲ ■ ■	〇〇県 農業協 同組合 中央会 職員	(1)及 び(3) の活動 の実施 主体	〇〇県農業協同組合中央会
■ ■ ◆ ◆	〇〇県 農業会 議 職員	(2)及 び(3) の活動 の実施 主体	〇〇県農業会議

※ それぞれの活動に係る関係者や専門家（講師）等との連絡調整、各種事務処理など、プロジェクト専属スタッフの補助業務を行う「補助職員」〇名を別途事務局内に配置する。

(8) 伴走型支援（農業経営に関する相談対応、農業経営者の農業経営について経営力、財務管理、生産管理、マーケティング及び労務管理等に関する分析と改善提案（以下「経営診断」という。）の実施、経営戦略（重点支援対象者において達成すべき定量目標及び支援工程を定めたものをいう。以下同じ。）の策定、専門家派遣等による経営戦略の達成に向けた個別経営支援をいう。）を実施する上で必要な以下の事項の決定等を行う、伴走機関、普及組織、専属スタッフ、(9)の④のアの専門家等で構成された経営戦略会議（構成員は別紙〇のとおり）を設置する。

また、責任統括は、毎月1回以上、経営戦略会議を開催するものとし、その開催に当たっては、経営戦略の策定・見直しを効率的かつ迅速に行う必要があると認める場合は、当該経営戦略に係る重点支援対象者が農業経営を行う区域に係るメンバーのみを参集して開催することができるものとする。

- ① 重点支援対象者ごとの経営戦略の決定・見直し
- ② 重点支援対象者ごとの経営課題を解決するために必要となる専門家等で構成する支援チームの編成
- ③ 個別の経営支援の進捗管理及びセンター運営会議への報告
- ④ 個別の経営支援を行うために必要となる伴走機関への情報共有

(9) 農業者からの経営改善、法人化、円滑な経営継承などの多様な経営課題等の解決に向けて必要な専門的な助言・指導が行える者を専門家として確保・育成する。

① 〇〇県又はセンターが実施する公募等により、農業者を支援する意欲がある者から登録申請を受け付ける。

② ①により登録受付した者について、審査をした上で、センター運営会議に諮る。

③ センター運営会議は、アからウまでのいずれかの専門資格等を有しており、かつエ及びオを満たしていると認められた者について、専門家として登録する。

なお、登録された専門家は、国が提供する農業経営人材育成研修プログラム (<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>) (以下「研修プログラム」という。)のうち支援コースを修了するなど、その支援能力向上に努めなければならない。

ア 税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、不動産鑑定士、ファイナシヤル・プランニング技能士等

イ 経営コンサルタント(経営学修士取得)、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師等

ウ 大学教授、指導農業士、農業法人経営者、先進的な農業経営に取り組む認定農業者等

エ 以下のいずれかに該当すること。

a 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者

b 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者

c 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者

d 上記 a から c までに掲げる者と同等以上の技能等及び経

験を有すると認められる者

オ 自らの専門的分野において農業者等への支援実績があること、又は専門家として登録しようとする年度において、研修プログラムの支援コースのうち「経営相談のポイント」、「経営改善策の提案・支援のプロセス」及び「農業施策」の3科目を修了していること

④ 専門家の登録、派遣、登録解除等の手続については別に定める。

また、これに基づき登録した専門家の能力マップをセンターのホームページで公表する。

⑤ 専門家の登録に当たっては、別紙〇により反社会的勢力排除に関する誓約を行わせるとともに、〇〇県又はセンターの信用を毀損する行為、〇〇県又はセンターの同意を得ずに自らの営業行為等を禁止するものとする。

また、重点支援対象者への助言・指導に当たっては、農業法人の定款や就業規則などの成果物の作成・納入、就業規則の労働基準監督署への提出などの役務提供は行わないものとする。

### 第3 業務の内容・実施方法に関する事項

センターの業務は、農業経営・就農サポート活動（経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を受けて農業を行う組織の設立を含む。以下同じ。）に向けた助言・指導、就農等希望者の相談対応・情報提供、市町村等への紹介等）及び農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動とし、次に定めるところにより行う。

なお、実施に当たっては市町村、農業委員会、〇〇県農業会議、〇〇県法人協会、〇〇県農地中間管理機構、〇〇県農業協同組合、株式

会社日本政策金融公庫、〇〇県労働局等の関係機関と連携・役割分担して行うものとし、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するように努める

## 1 農業経営・就農サポート活動

### (1) 農業を担う者からの相談対応

専属スタッフは、市町村、農地中間管理機構、農業委員会、伴走機関等が収集した情報を活用し、相談窓口（サテライト窓口を含む。）等において、経営管理の合理化その他の農業経営の改善、円滑な継承及び法人化、就農等希望者の就農と定着、就農候補市町村や農業法人等の紹介、〇〇県農地中間管理機構又は農業委員会による農地等の斡旋等の向けた各種相談への対応を行うものとする。

なお、就農等希望者への相談対応の結果、就農候補市町村が決定した場合は、専属スタッフは就農等希望者が就農の準備を円滑に開始できるよう当該市町村と調整を行った上で引き継ぐものとする。

また、専属スタッフは対応した就農等希望者が就農するまでの状況等を適切に把握し、必要に応じて相談対応及び情報提供を継続するものとする。

### (2) 重点支援対象者への支援の実施

#### ① 重点支援対象候補者の選定

専属スタッフは、(1)の相談対応及び2の(1)の掘り起こし活動の結果等を踏まえて、以下の者について、あらかじめ当該農業者の了解を得た上で重点支援対象者の候補者（以下「重点支援対象候補者」という。）としてリストに整理し、センター運営会議に諮るものとする。

- ア (2)の1の掘り起こし活動により支援ニーズを把握し、専  
属スタッフが伴走型支援を行う必要があると認める農業者
- イ (1)により相談対応を行った農業者で伴走型支援を通じ  
て課題解決を図る必要があると専属スタッフが認める農業者
- ウ 市町村等が伴走型支援を行う必要があると認める新規就者
- エ 専属スタッフが地域農業の活性化や地域社会の維持の観点  
から、今後の経営の展開・発展において伴走型支援を行う必  
要があると認める本県内に農業参入をしようとする企業等  
(農業支援サービス事業者を含む。)又は新たに就農するた  
めの準備を進めている者

## ② 経営診断の実施

専属スタッフは、センター運営会議において重点支援対象者  
と決定した者の経営状況等の把握や経営戦略案を作成するた  
めに必要があると判断したときは、国が提供する農業経営診断シ  
ステム (<https://agri-diagnosis.maff.go.jp/>) (以下「経営診  
断システム」という。)等を活用した、専門家等による経営診断  
を実施するものとする。

## ③ 経営戦略の策定

専属スタッフは、重点支援対象者ごとの経営戦略案を作成し、  
経営戦略会議に諮った上で、経営戦略を策定するものとする。

## ④ 支援チーム編成及び派遣

ア 専属スタッフは、重点支援対象者の経営戦略に掲げた目標  
の達成のため、必要な助言・指導を行うことができる専門家  
等で構成する支援チームの編成案を作成し、経営戦略会議に  
諮って決定するものとする。

イ 支援チームは、経営戦略会議において重点支援対象者に対

する経営戦略及び支援チームの編成が決定されたときは、速やかに支援を実施する。

ウ 支援チームは、経営戦略の実践状況等を勘案し、必要に応じて経営戦略の見直し案を作成し、専属スタッフへ提言する。

エ 専属スタッフは、ウにより支援チームから提言があった場合は、経営戦略会議に諮った上で、見直された経営戦略に即して、支援を実施する。

### (3) 相談カルテ等の作成

専属スタッフ又は専門家は、(1)の相談者及び(2)の重点支援対象者からの相談内容、相談の対応状況、就農候補市町村との調整状況、経営戦略の内容、支援の実施状況等の相談者等に係る当該年度における全ての取組内容について、相談内容等に応じて、就農相談カルテ、参入相談カルテ、経営相談カルテ又は経営移譲希望カードに記録する。

なお、この記録の作成、活用及び管理に当たっては、農業経営者等から書面(参考様式)で同意を得た上で、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱うものとする。

ただし、電話による相談など、書面で同意を得ることが困難な場合は、本人に対して、誰が、いつ、電話により同意を得たかを記録した上で、同様に取り扱うものとする。

## 2 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動

センターは、農業を担う者の確保・育成のため、(1)から(3)までに定める活動を行う。

### (1) 重点支援対象候補者の掘り起こし活動

専属スタッフは、伴走機関の協力を得た上で、農業経営の法人化をはじめとした経営改善に取り組む意欲が高い農業者、農業経営の移譲を希望する農業者等の情報を収集し、支援ニーズを把握するための掘り起こし活動を行う。

## (2) 人材確保推進活動

専属スタッフは、農業を担う者を幅広く確保するため、市町村、農業委員会、〇〇県農業会議、〇〇県法人協会、〇〇県農地中間管理機構、農業協同組合、融資機関、〇〇県労働局、公共職業安定所等と連携して、以下の取組を行う。

- ① 各市町村・地域毎の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ（主要品目における年間作業スケジュール、経営規模に応じた所得水準、生活環境等）に関する情報を収集し、センターのホームページやSNSなどを活用したPR活動及び就農相談会等のイベントを通じた情報発信を行う。
- ② 農業法人の求人や労働条件等に関する情報を収集し、あらかじめ当該農業法人等の了解が得られた場合は、農業への就業をしようとする者に対する情報提供するとともに、必要に応じて県内の公共職業安定所等にも情報共有を行う。
- ③ 担い手が不足する地域において企業の農業参入を促進するため、県内における主要作目ごとの農業経営の状況、農業参入の事例等の情報について、センターのホームページによる情報発信や商工系団体への情報提供を行う。

## (3) 相談会等活動

専属スタッフは、農業を担う者の確保・育成に資するため、別に定める開催要領により、就農等希望者に対する就農相談会及び農

業者を対象とした経営力向上研修・相談会、法人化実践研修・相談会、経営セミナー、経営継承セミナー等を開催する。

3 その他農業を担う者の育成・確保活動

センターの取組概要や支援実績等の情報発信、自然災害等により農業経営に影響を受けた者に対する経営継続・経営再開等に向けた相談対応等の支援等の業務を行う。

第4 その他業務に関する事項

センター業務における情報の管理等に関する事項及び事務処理基準は別に定める。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日より施行する。

参考様式第2号

〇〇県農業経営・就農支援センターの業務に係る  
個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名又は記名願います。

（略）

参考様式第3-1号（関係市町村への意見聴取）

第 号  
年 月 日

参考様式第2-2号

〇〇県農業経営・就農支援センターの業務に係る  
個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

（新設）

(関係市町村長) 殿

都道府県知事 (農林水産大臣、地方農政局長) 名

農業経営基盤強化促進法第 13 条の 2 第 3 項に基づく意見聴取に  
ついて (依頼)

下記の者から農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、  
農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 13 条の 2 第 3 項に  
基づく意見聴取を行います。

基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当  
か否かを判断して、 年 月 日までにご回答願います。

なお、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を明示願  
います。

記

(認定申請者)

住所

氏名

(記載注意)

農業経営改善計画認定申請書を添付する。

参考様式第 3 - 2 号 (認定書)

(略)

参考様式第 3 - 1 号

(略)

(記載注意)

1 (略)

2 認定書を発出する市町村等の文書規則で定めるところにより公印を省略することができる。

3～6 (略)

参考様式第3-3号(関係市町村等への通知(認定、変更、取消))

第 号  
年 月 日

(関係市町村長) 殿

(都道府県知事) 殿

(その他関係機関) 殿

都道府県知事(農林水産大臣、地方農政局長) 名

農業経営改善計画の認定(変更認定、取消)について(通知)

下記の農業経営改善計画について、別添のとおり農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項(第13条)に基づき認定(変更認定、取消)しましたのでお知らせします。

記

1 認定農業者名 :

2 認定番号 :            -            号

(記載注意)

1 (略)

(新設)

2～5 (略)

(新設)

- 3 認定日（※1）： 年 月 日  
4 認定の有効期間： 年 月 日まで  
5 認定に係る関係市町村名：  
変更前の市町村名：（※2）

（記載注意）

- 1 農業経営改善計画及び認定書（変更）又は取消通知書を添付する。  
2 変更認定の場合にあっては、※1を変更認定日とする。  
3 認定に係る関係市町村に変更があった場合にあっては、※2を記載する。  
4 取消の場合にあっては、3は取消日、4、5は削除するものとする。

参考様式第3－4号（却下通知書）

（略）

参考様式第3－5号（認定取消通知書）

（略）

参考様式第8号

農業経営改善計画  青年等就農計画  
の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名又は記名願います。

〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、

参考様式第3－2号

（略）

参考様式第3－3号

（略）

参考様式第8号

農業経営改善計画  青年等就農計画  
の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、

適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任、農業経営の法人化・基盤強化支援その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、〇〇市町村/〇〇都道府県/国で利用し、又は下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

(略)

(参考2)

平成15年9月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

(略)

青年等就農計画			
就農地		農業経営開始日	年 月 日
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 <div style="margin-left: 40px;"> <input type="checkbox"/>全体、<input type="checkbox"/>一部            継承する経営での従事期間 年 月 日         </div>		
(略)			

適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、〇〇市町村/〇〇都道府県/国は、本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任、農業経営の法人化・基盤強化支援、その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

(略)

(参考2)

平成15年9月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第28条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

(略)

青年等就農計画			
就農地		農業経営開始日	年 月 日
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 <div style="margin-left: 40px;"> <input type="checkbox"/>全体、<input type="checkbox"/>一部            継承する経営での従事期間 年 月 日         </div>		
(略)			

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。